

平成 30 年度

安全マネジメント

日本中央バス株式会社

日本中央バス株式会社の創立以来の基本理念は

『安全な輸送』『親切的な輸送』『迅速な輸送』

第1 当社最高責任者の責務等

1 会長、社長の責務

- (1) 輸送の安全確保に関する最終的な責任を有します。
- (2) 運転者を含む社員に対し関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの意識を自ら及び事業部安全管理担当を通じて徹底します。
- (3) 輸送の安全に関する方針の作成に主体的に関与します。
- (4) 輸送の安全施策に関する重点施策や目標及び計画の策定に主体的に関与します。
- (5) 重大事故等発生時の迅速な対応のための体制整備に主体的に関与します。
- (6) 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じます。
- (7) 輸送の安全の確保に関する安全統括責任者の意見を尊重します。
- (8) 会長、社長は当社全体の運送事業の安全管理体制の見直しに主体的に関与します。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対し必要な教育・研修を行います。
- (10) その他輸送の安全の確保に関する事務の統括管理を行います。

第2 輸送の安全に関する基本方針等

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 会長、社長は輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業の根幹であることを深く認識し、社員特に運行管理者、運転者に輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 意識障害による交通事故を未然に防止するため、円滑に脳ドックを計画実施するため、「一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構」と契約を結び運転者管理の徹底を図ります。
- (4) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 社員全員が特に運転者に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用の支出、投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、及び予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有します。
- (5) 各季の交通安全運動等に積極的に推進し、当社員に周知し、指導を徹底します。

3 社内体制の構築

- (1) 安全統括管理者、運行管理者、整備管理者を専任します。
- (2) 輸送の安全に関する組織体制及び命令系統を決定し、その組織図を作成します。
- (3) 運転者は、上記(1)に定める者の指示を受けるほか、常に安全の向上を資する技能などの体得に努め、安全運行等輸送の安全の確保を行います。

4 安全統括管理者

(1) 安全統括管理者の責務

- ① 社員、特に運転者に対し関係法令の遵守と輸送確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を着実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じ随時内部監査を行い会長、社長に報告すること。
- ⑥ 会長、社長に対し輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講ずること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括し管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括し管理すること。

第3 輸送の安全に関する平成30年度目標と平成29年度の達成状況

1 平成30年度交通事故の抑止目標

(1) 平成30年度交通事故の抑止目標

- ① 交通事故総抑止目標 6件
- ② 重大事故抑止目標 0件
- ③ 人身事故抑止目標 0件
- ④ 物損、自損事故抑止目標 6件

(2) 営業所別交通事故抑止目標

- ① 本社営業所
 - ア 交通事故総抑止目標 4件
 - イ 重大事故抑止目標 0件
 - ウ 人身事故抑止目標 0件
 - エ 物損、自損事故抑止目標 4件
- ② 東京営業所
 - ア 交通事故総抑止目標 2件
 - イ 重大事故抑止目標 0件
 - ウ 人身事故抑止目標 0件
 - エ 物損、自損事故抑止目標 2件
- ③ 埼玉営業所

- ア 交通事故総抑止目標 0 件
- イ 重大事故抑止目標 0 件
- ウ 人身事故抑止目標 0 件
- エ 物損、自損事故抑止目標 0 件

第4 平成29年度交通事故(当社有責)の発生状況及び抑止目標の達成状況

1 平成29年度交通事故(当社有責)の発生状況

平成29年度中における当社有責の交通事故の発生は、8件発生しました。

内訳は、人身事故1件、物損事故7件の発生です。

(1) 事故発生状況

- 人身事故 1 件
- 物損事故 7 件

(2) 営業所別発生状況

各営業所の状況は下表のとおり

表

営業所名	発生総数(件)	人身(件)	物損(件)
本社営業所	5	1	4
東京営業所	3	0	3
埼玉営業所	0	0	0
計	8	1	7

(3) 月別発生状況表

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
合計	0	0	1	1	1	0	1	0	2	0	1	1	8
本社	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	5
東京	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 部門別発生状況

ア 貸切り部門・・・貸切り部門の発生は物損事故 3 件

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3
本社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 高速部門

高速部門の発生は物損事故 3件

- ・前橋営業所・・・2件
- ・東京営業所・・・1件

表

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
合計	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
本社	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
東京	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(5) 運転者の年齢別

年齢	25～29	30～39	40～49	50～59	60以上
人員	0	0	4	2	2

(6) 運転者の経験別

運転経験の浅い 1件

ベテラン運転者 6件

経験年数

経験年数	1年未満	1～3	4～6	6～10	10以上
人員	0	2	1	1	4

2 営業所別抑止目標の達成状況

(1) 本社営業所

平成 29 年度の抑止目標を 8 件と設定、5 件が発生し目標を下回りましたが、重大事故が 1 件発生しました。

本社営業所においては、役員と営業所長等管理職、運転者が「輸送の安全が当社存立の基本」との信念のもと各施策を粘り強く実施したところでありましたが、さらなる指導を継続することとしました。

(2) 東京営業所

平成 29 年度の抑止目標は 4 件と設定、3 件が発生し目標を 1 件下回り、重大事故の発生はありませんでした。

東京営業所においては、役員と営業所長等管理職、運転者が「輸送の安全が当社存立の基本」との信念のもと各施策を粘り強く実施しておりますが、更なる指導を継続することとしました。

(3) 埼玉営業所

平成 29 年度の抑止目標は 0 件と設定、重大事故、人身事故、物件事故の発生はありませんでした。

引き続き役員、運行管理者、運転者等に安全運行に努めるよう継続した指導を行うこととしております。

第 5 輸送の安全に関する教育・研修

1 PDCA サイクルに基づく研修

役員及び管理職は、安全マネジメント制度である PDCA サイクルの概念を理解し、法令の遵守、当社の基本理念「安全な輸送」「親切な輸送」「迅速な輸送」を下、国内でも安全・親切なバス会社を目指して教育及び研修を行うこととしております。

2 教育・研修の実施

- (1) 年間の教育、研修実施については、別紙「平成 30 年度教育・研修実施計画」に基づき、主として運行管理者、バス運転者を対象に月 1 回以上の教育及び研修を実施します。
- (2) 指導者たる適任者を「安全運転中央研修所の専門的技術過程」の研修に派遣、研修後は当社にて、各乗務担当運転者の動向指導を実施することとしております。
- (3) 部外講師による、管理者等に対する安全研修会を実施することとしております。
- (4) 部外講師による、運転者に対する「点検整備要領研修会」を計画しております。

3 「バス運転者教育指導員制度」の積極的な活用

会長及び社長は、バス運転者として経験が豊富で、次に該当する運転者を「バス運転者教育指導員」に任命し、辞令を交付することとしております。

- (1) バスの操作に対する知識が高く、その技術が優れ、知識人格、識見が豊かである運転者
- (2) バスの運転が安全、平穩で他の模範である運転者に輸送の安全に関する教育・研修を実施させることとします。

4 「バス運転者指導員」の教育訓練実施の対象運転者、新任運転者の指導

- (1) 新任運転者に対する実技指導の完全実施
- (2) 事故を惹起した運転者の教育指導
- (3) 高齢運転者に対する教育指導

等、会長及び社長が必要と認めた運転者の教育指導を行ってまいります。

第 6 輸送の安全にかかわる内部監査

1 平成 30 年度内部監査については、別添「平成 30 年度 内部監査実施計画」に基づき、本社営業所、東京営業所、埼玉営業所の各営業所に実施します。

2 平成 29 年度の内部監査を実施した結果

- (1) 本社営業所
ア 監査日

11月30日 木曜日

イ 監査の重点

- ・輸送の安全に関する重点施策
- ・輸送の安全に関する目標、目標達成状況

ウ 監査の結果

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

会長、社長など経営幹部は、輸送の安全が当社存立の基本であるとの認識を深く理解して、社員及び運転者に対して日常点呼などに出席し指示しており、その取り組みが良好でありました。

- ・輸送の安全に関する目標の取組状況

毎月1回、運行管理者、各運転者に対し、運行の安全対策の会議、講習会を開催し、同目標に向けた業務を推進しており良好でありました。

事故の発生状況は、4月から10月の期間中重大事故の発生はなく、3件の物損事故が発生しました。

(2) 東京営業所

ア 監査日

10月26日 木曜日

イ 監査重点

- ・輸送の安全に関する重点施策
- ・輸送の安全に関する目標、目標達成状況

ウ 監査の結果

・会長、社長など経営幹部は、輸送の安全が当社存立の基本であるとの認識を深く理解して、社員及び運転者に対して日常点呼などに出席し指示しており、その取り組みが良好でありました。

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

毎月1回、運行管理者、各運転者に対し、運行の安全対策の会議、講習会を開催し、同目標に向けた業務を推進しており良好でした。

事故の発生状況は、4月～9月の間1件の物損事故が発生しました。なお、4、5月及び7～9月中の発生はゼロであり良好でありました。

(3) 埼玉営業所

ア 監査日

11月8日 水曜日

イ 監査重点

- ・輸送の安全に関する重点施策
- ・輸送の安全に関する目標、目標達成状況

ウ 監査の結果

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

会長、社長など経営幹部は、輸送の安全が当社存立の基本であるとの認識を深く理解して、社員及び運転者に対して日常点呼などに出席し指示しており、その取り組みが良好であった。

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

4月～10月までの間、交通事故の発生はなく良好であった。

第7 29年度輸送の安全に関する費用の支出及び投資

- (1) 新車バス購入一覧・・・安全で快適なサービスの向上への配慮

貸切バス4台、高速バス4台、路線バス2台

を新規購入いたしました。

- (2) 施設改修・・・安全対策への配慮

- ・東京営業所の駐車専用機の改修工事・第二期の実施

- ・・・安全文化の構築と保管管理の徹底

- ・バス駐車枠整理の実施

- ・・・適正な保管管理と各種事故防止

- ・有料駐車場線引工事の実施

- ・・・適正な保管管理と各種事故防止

を図りました。

- (3) 宿舎の見直し・・・運転者の休息場所への配慮

大阪、仙台、新潟の各宿舎の見直しを図り、大阪宿舎は2棟に、仙台、新潟も2DK場所への移転をいたしました。

- (4) 宿舎の内装改修工事の実施・・・運転者の休息場所への配慮

金沢宿舎の休憩・仮眠箇所の内装工事の充実を図り、運転者の十分な休息の確保を図りました。

- (5) 保存用飲料水・非常食の備蓄替え・・・災害時等乗客への配慮

従前の備蓄用飲料水等が保存期間の経過に伴い、高速バス乗客用及び貸切バス乗客用として

- ・飲料水 80ケース(500ミリリットル×24本入り)

- ・保存食 38ケース(1ケース60食入り)

を各車両に備蓄替いたしました。

- (6) IP無線システムの導入・・・安全運行への配慮

導入したIP無線は、日本全国が通話エリアとなっていること、走行位置等が常時把握できること等利便性、安全性の向上から高速バス、貸切バス計76台に配備しました。

第 8 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、次に掲げる輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標及び同目標達成状況
- 3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
- 4 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 5 関東運輸局から受けた行政処分及び処分後に実施した輸送の安全確保のために講じた改善の状況
- 6 安全講習会の開催及び安全講習会等への積極的参加

第 9 重大事故に関すること

重大事故が 1 件発生しました。(群馬運輸支局への報告)

第 10 関東運輸局長より受けた行政処分はありません

第 11 輸送の安全に関する組織体制・情報の報告連絡体制

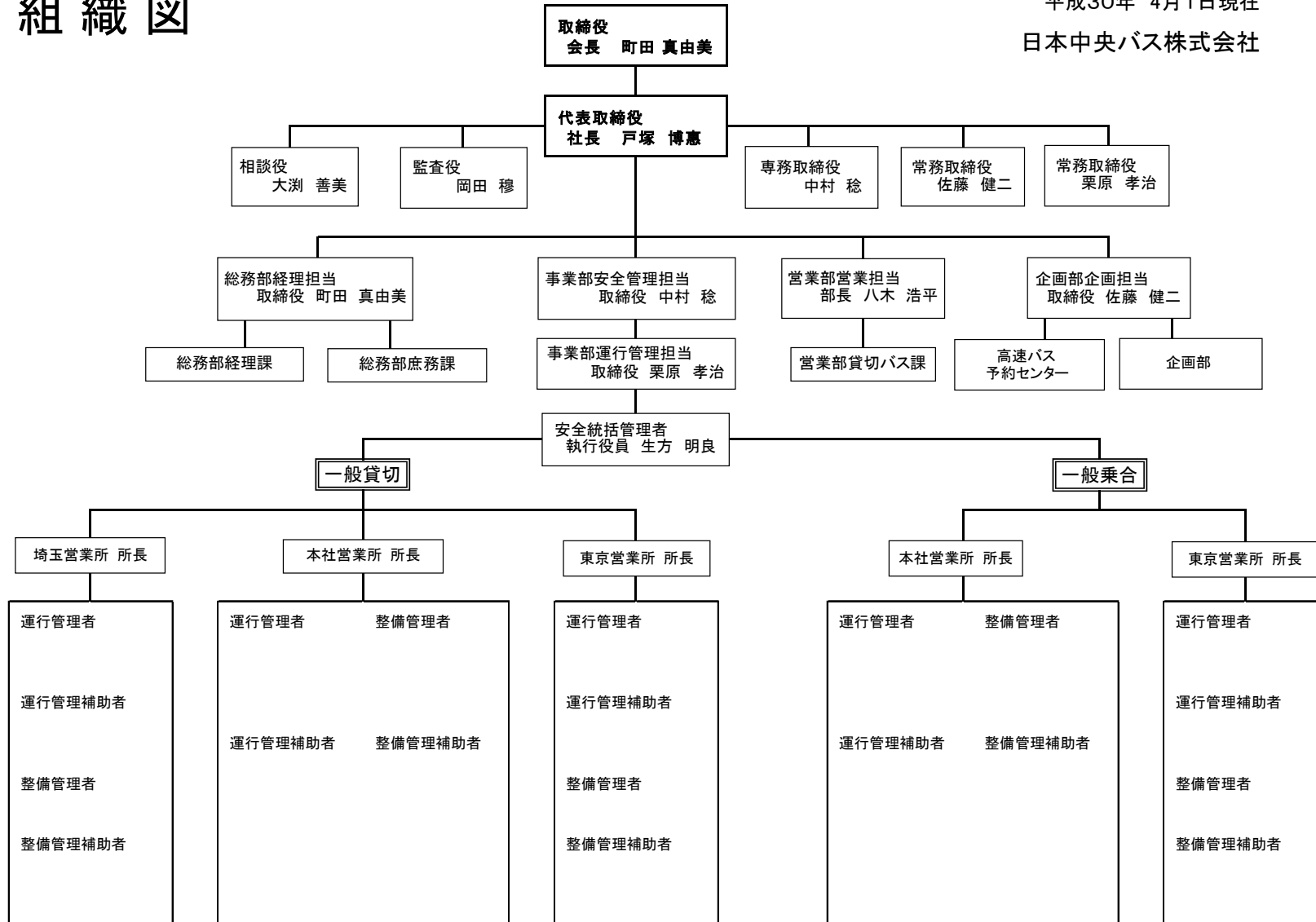
別紙のとおり

第 12 事故、事件、災害など緊急時に関する体制・報告連絡体制

別紙のとおり

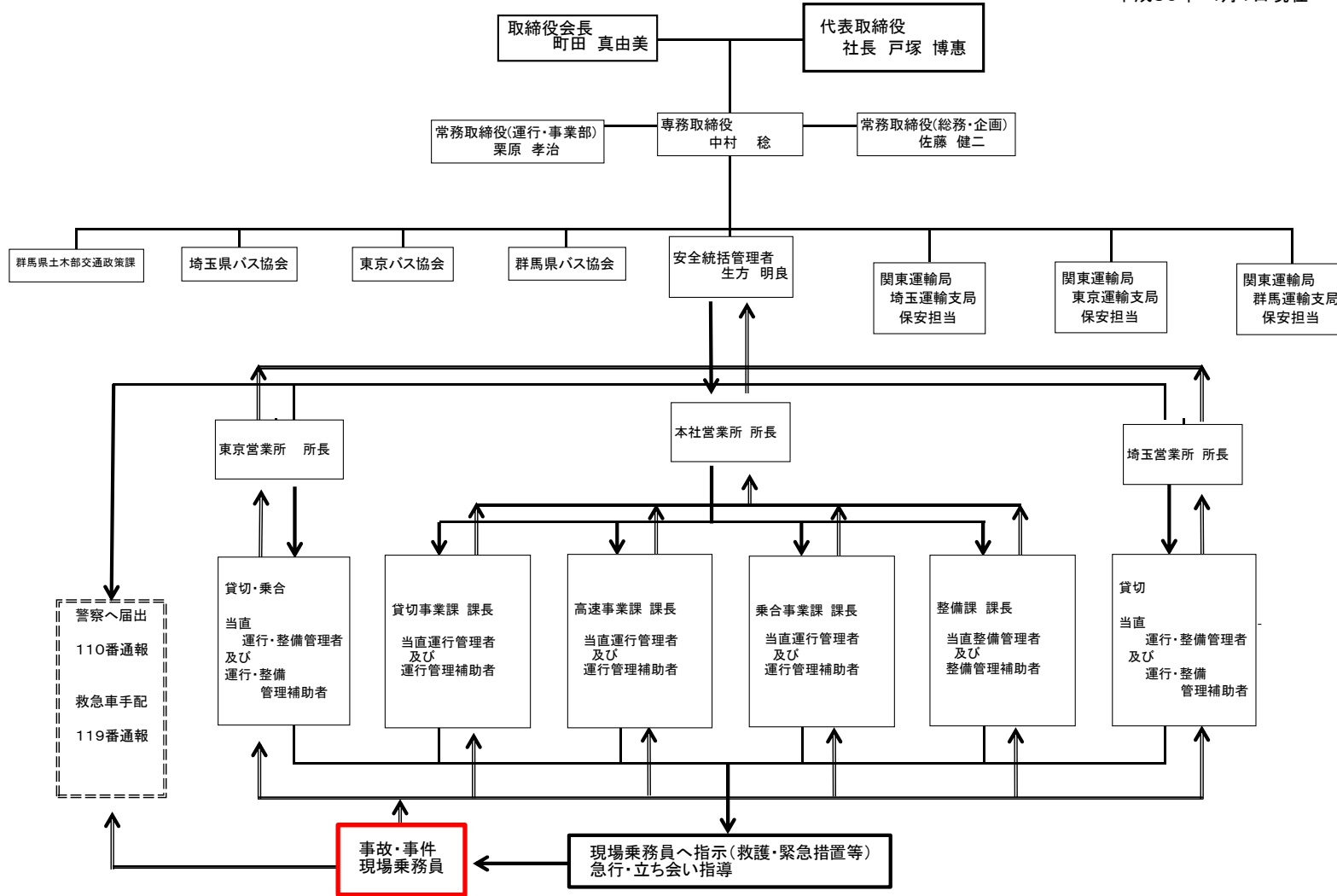
組織図

平成30年 4月1日現在
日本中央バス株式会社



緊急時連絡表(重大事故連絡体制)

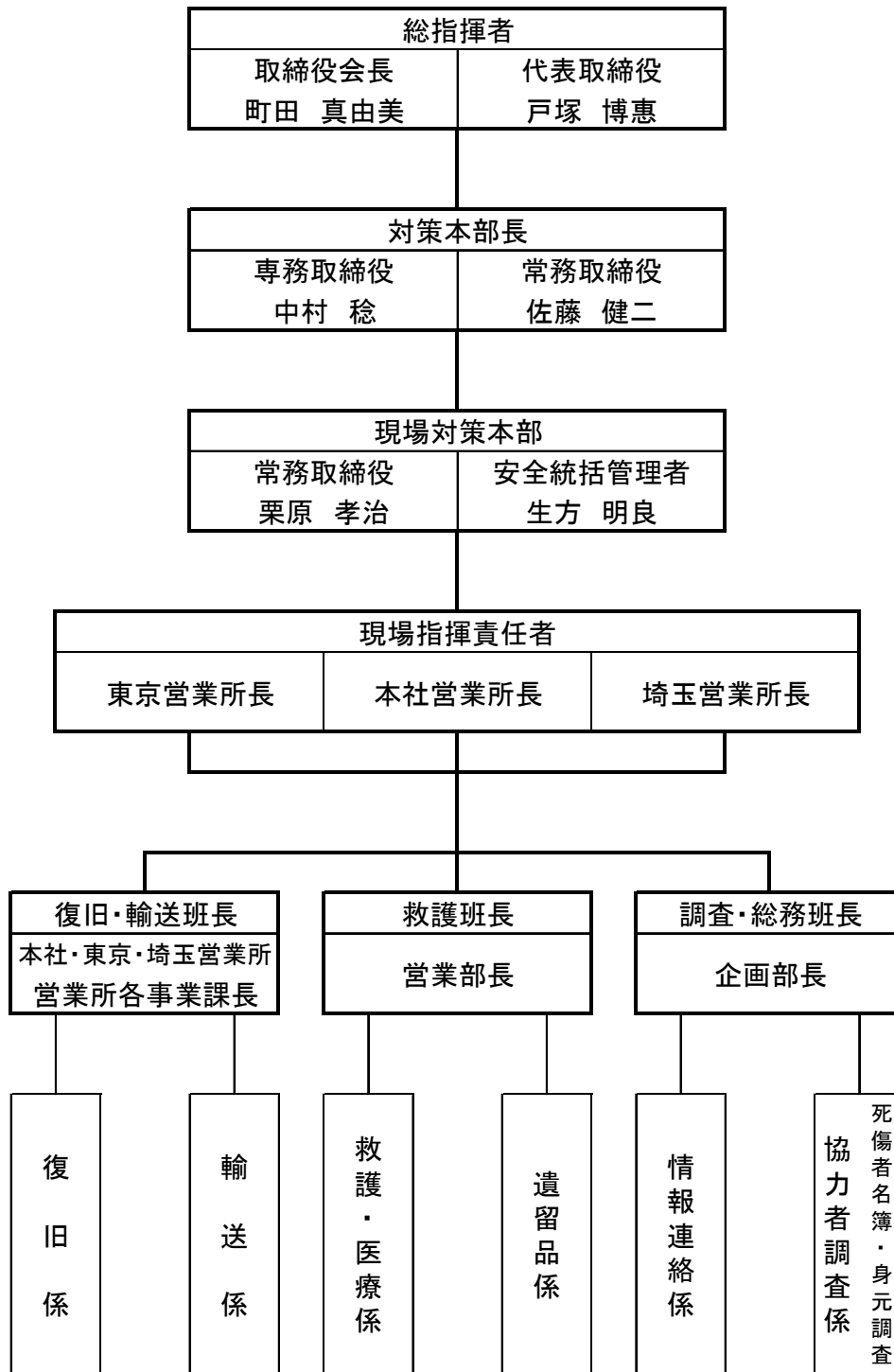
平成30年 4月1日現在



重大事故処理体制

平成30年 4月1日現在

日本中央バス株式会社



※ 運転者に係る情報

(平成 30 年 3 月 31 日 現在)

①正規雇用の運転者の 人数	22 人
②正規雇用以外の運転 者の 人数	7 人
③健康保険、厚生年金、 労災保険、雇用保険 の加入者数	健康保険 25 人 厚生年金 25 人 労災保険 27 人 雇用保険 24 人
④平均勤続年数	15.6 年
⑤平均給与月額の水 準	B
※平均給与月額	301,120 円

※ 運行管理者(整備管理者)等事業用自動車に係る情報

(1) 運行管理者に係る情報

- ・ 運行管理者 18 人 (うち 6 人は整備管理者と兼務)
- ・ 運行管理補助者 22 人

(2) 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者 10 人 (うち 6 人は運行管理者と兼務)
- ・ 整備管理補助者 17 人

(3) 事業用自動車に係る情報

①保有車両数	大型	31 台
	中型	4 台
	小型	3 台

②最新車齢及び最古車齢 並びに平均車齢		最新車齢	最古車齢	平均車齢
	大型	3ヶ月	10年5ヶ月	4.6年
	中型	1ヶ月	12年7ヶ月	4.6年
	小型	2年8ヶ月	22年7ヶ月	15.8年
③ドライブレコーダー 搭載 車両台数	大型	31台		
	中型	4台		
	小型	3台		
④デジタル式運行記録 計 搭載車両台数	大型	31台		
	中型	4台		
	小型	3台		
⑤A S V搭載車両台数	大型	24台		
	中型	1台		
	小型	0台		
⑥主な運行の様態	大型	観光輸送（昼間）		
	中型	観光輸送（昼間）		
	小型	観光輸送（昼間）		
⑦任意保険の加入状況	大型	対人保険	無制限	対物保険 1,000万円
	中型	対人保険	無制限	対物保険 1,000万円
	小型	対人保険	無制限	対物保険 1,000万円